

平成24年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成24年6月8日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第5号 平成23年度本巢市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第6号 平成23年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第10 報告第8号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第11 報告第9号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第12 報告第10号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第13 報告第11号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第14 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第60号 工事請負契約の締結について（糸貫西幼児園改築工事（建築））
- 日程第16 議案第61号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第17 議案第62号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 請願第1号 消費税増税に反対する請願について
- 日程第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎

13番 瀬川 治 男

15番 上谷 政 明

17番 遠山 利 美

14番 後藤 壽太郎

16番 大西 徳三郎

18番 鵜飼 静 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤原 勉	副 市 長	青木 一也
教 育 長	白木 裕治	総 務 部 長	川村 登志幸
企 画 部 長	石川 博紀	市民環境部長	山田 敏晴
健康福祉部長	林 正男	産業建設部長	大熊 秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村 竜生	上下水道部長	杉山 敏郎
教育委員会 事務局 長	高橋 卓郎	会計管理者	古田 浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤 正和	議 会 書 記	杉山 昭彦
議 会 書 記	五井 淳人		

開会の宣告

議長（遠山利美君）

ただいまから平成24年第3回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 黒田芳弘君と4番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（遠山利美君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの22日間とし、6月9日から19日、22日から28日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの22日間とし、6月9日から19日、22日から28日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（遠山利美君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、出席しました会議等につきまして報告をさせていただきます。

3月28日、岐阜市役所で開催されました第1回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会についてを報告いたします。

本定例会に提案された議案は9件で、内訳は、予算案1件、条例改正案7件、人事案件1件でした。予算については、歳入歳出それぞれ1億2,503万6,000円と定めるもので、条例改正は主に組合の名称を「岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合」から「岐阜地域児童発達支援センター組合」に改正するものでした。また、人事案件は、監査委員の選任同意を求めるものでした。それぞれの審議の結果、原案のとおり承認されました。

次に、4月19日、岐阜市で第95回東海市議会議長会定期総会が開催されましたので報告します。

初めに、永年在職議員表彰があり、本巣市議会は、10年以上表彰で瀬川治男議員と若原敏郎議員が表彰されました。

続いて議事に入り、12件の議案が審議されました。最初に、要望に関する議案が提案されました。愛知県一宮市から、国による子ども医療費助成制度の創設についてと、静岡県袋井市から、原発に依存しないエネルギー政策への転換について、三重県四日市市から、償却資産に対する固定資産税について、岐阜県関市から、過疎対策の積極的推進を求める要望についてそれぞれ提案説明があり、原案のとおり採択されました。

続いて、平成23年度の決算認定、平成24年度予算等の提案説明があり、原案のとおり承認されました。

次に、5月23日、第88回全国市議会議長会定期総会が東京都日比谷公会堂で開催され、出席しましたので報告します。

初めに、永年在職議員表彰があり、本巣市議会は、10年以上表彰で瀬川治男議員と若原敏郎議員が表彰されました。

続いて、一般事務及び会計報告、7つの委員会からの報告、部会提出議案27件、会長提出議案4件の議案審議があり、全議案可決されました。

翌日5月24日には、市議会議員共済会第104回代議員会が都内の砂防会館において開催され、平成23年度決算の認定や、新たな地方議会議員年金についての要望が可決されました。

次に、中濃十市議会議長会が5月30日、関市で開催され、高橋副議長とともに出席しました。平成23年度決算について、平成24年度予算についての議案審議がされ、原案のとおり承認されました。次に、役員の選任について審議が行われ、会長に本巣市議会議長、副会長に郡上市議会議長、監事に関市議会議長が選任されました。続いて、美濃市から、防災対策の充実強化について、各務原市から、地方分権改革に伴う円滑な税源移譲に向けた支援策の充実についての提案があり、全会一致で承認されました。

以上、報告いたします。総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。以上でございます。

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員会から報告をいたします。

5月21日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、継続審査となっておりました請願第1号 消費税増税に反対する請願についての審査を行いました。審査の状況や結果につきましては、後ほど請願第1号が議題となった際に報告いたします。

以上、総務企画委員会の報告とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

委員長 鵜飼静雄君。

議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第34号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。掲載内容につきましては、3月に開かれまして平成24年第2回定例会が主なものとなっています。表紙には、「早春の根尾」と題し、根尾神所にお住まいの藤原俊一さんより提供いただいた写真を掲載いたしました。2ページからは、議員活動日誌、議決された議案、一般質問、委員会報告、審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、最終ページには、本巣市視聴覚クラブについて掲載いたしました。この本巣市視聴覚クラブというのは、最近まで旧各町村ごとにあった視聴覚クラブが、本巣市の視聴覚クラブとして一本化されて今活動をされているところであります。

今回は、平成24年3月26日、4月2日、9日、16日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、平成24年8月1日発行予定で、今定例会の内容を主なものとし、発行いたします。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

議長（遠山利美君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

平成24年第2回もとす広域連合議会臨時会が6月1日、1日の会期で開催されましたので御報告をします。

今臨時会では、副議長の選挙が行われ、瑞穂市の松野藤四郎氏が当選されました。また、瑞穂市から新たに選出された7人の議員の各常任委員会委員への選任と、議会運営委員会委員2人の選任を行いました。その後、各委員会を開催し、委員長・副委員長を互選しました。

次に、専決処分2件の報告を受けた後、平成24年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）と、平成24年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）の2議案を採決し、ともに全会一致で可決されました。

臨時会の議案等につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんください。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

議長（遠山利美君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、「ぎふ清流国体」及び「ぎふ清流大会」につきまして、準備の状況を御報告申し上げます。

ことしの9月末から、我が国最大のスポーツの祭典であります「第67回国民体育大会」と「第12回全国障害者スポーツ大会」が、東日本大震災からの復興を祈念し、「心をひとつに 日本再生」を合い言葉に岐阜県で開催されます。

本巣市におきましては、国体競技では軟式野球競技が9月30日、10月1日の両日、糸貫川スタジアムで、全国障害者スポーツ大会競技では、フットベースボール競技が10月13日、14日にしんせい運動広場で開催される予定でございます。

また、今月3日には、「第12回全国障害者スポーツ大会フットベースボール競技北信越・東海ブロック予選大会」が、ぎふ清流大会のリハーサル大会として開催されたところでもございます。また、今月30日には、「天皇賜杯第67回全日本軟式野球岐阜県大会」の1回戦2試合が、ぎふ清流国体のリハーサル大会として開催される予定となっております。

このように、リハーサル大会競技の開催により、本大会への機運が盛り上がってまいりますが、さらに大会機運の盛り上がりにつながります。炬火につきましては、7月16日に高山市の乗鞍岳畳平で採火され、9月12日に岐阜市に到着する予定で、県内市町村をリレーされます。本巣市では、お隣の山県市から炬火を引き継ぎ、8月18日に市役所本庁舎で歓迎式を開催し、その後、本庁舎をスタートし、糸貫川スタジアム、富有柿の里を經由して糸貫地域のきく公園をゴールとする5区間、約5.2キロメートルを各区分10名、総勢50名の走者によりリレーをし、次の北方町に引き継ぐ計画でございます。走者50名のうち市内の小・中学生24名と、沿道自治会から5名を推薦していただき、残りの21名につきまして、現在一般公募をいたしているところでございます。

また、炬火が通過しない市内の他地域でも、炬火を分火し、皆さんに見ていただくことや、同日、淡墨公園で開催されますうすずみサマーフェスティバルにおきまして、分火した炬火が披露できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。また、今月13日には、知事にも出席いただき、県の主催によります樽見鉄道を利用した「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会開催記念列車」が走る予定となっております。

このように、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を成功させるためには、何よりその機運を高めていくことが必要でございまして、本巣市におきましても、両大会が開催されますまでに予定されております「花とほたる祭り」や「ふれあいサマーフェスタ」などの市のイベントにおきましても、チラシやグッズの配布など積極的にPRに努めてまいりたいと考えております。

また、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」には、選手、役員を初め一般の観覧者など多くの方々がお越しになられます。その方々を温かくお迎えするために、当日のおもてなし事業として、両会場とも市内の小・中学生や老人クラブの皆さんの御協力によるプランターの花飾りや手づくりの応援のぼり旗を掲げますとともに、来場者への飲み物のサービス、本巣市の観光PRや特産品の販売などを行う予定であります。さらに、国体の会場であります糸貫川スタジアムでは、各チーム

の選手や監督に、市内で生産されております鉢花を記念品として提供することも計画しているところでございます。

いずれにいたしましても、両大会の成功を期し、職員はもとより市民の皆様と一緒に「オール本巢」の心意気で、それまでの準備をしっかりと進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、9月29日に岐阜メモリアルセンターで行われます総合開会式についてでございますが、式典前の演技の中で、根尾中学校の生徒がオカリナ演奏を披露する予定となっております。大変すばらしく、名誉なことでもございます。本巢市の代表として、しっかり練習し披露してくれることを願っておるところでございます。

次に、東日本大震災に係る義援金につきまして、御報告を申し上げます。

この義援金につきましては、3月定例会開会時の行政報告によりまして経過を御報告いたしておりますが、去る4月17日に、岐阜県市長会を通じ、震災後から保健師を派遣するなど縁がございませぬ岩手県釜石市にお届けしてまいりました。

釜石市は、以前は鉄の町とも言われ、製鉄業が盛んで、人口も9万人を超える時代がございました。燃料依存が石炭から石油に移るとともに人口も減少し、今では3万8,000人弱となっております。また、本巢市と同様に山林が多く、市の面積の9割を占めている地域でもございます。

今回の震災では、沿岸部を中心に被害が集中し、小学校2校、中学校2校が使用不能となっておりますが、仮設校舎も完成し、3月中に間借りしていた学校から引っ越しをされたそうでございます。しかしながら、家族を失い、自宅をなくした子供たちは多く、いまだ不便な生活を強いられている状況であります。

今回、釜石市役所を訪問し、若崎正光副市長に義援金の目録をお渡しいたしました。このことは、4月21日付の釜石新聞にも大きく報道していただき、また野田武則市長からも、その後お礼の手紙をいただくとともに、今月5日の全国市長会の席でも、野田市長より直接お礼もいただいたところでございます。

釜石市では、教育振興基金として積み立てられ、今後、東日本大震災により被災された児童・生徒のために大切に活用されるとのことでございましたので、御報告を申し上げます。

また、釜石市につきましては、今年度も引き続き、岐阜県市長会を通じ保健師を派遣するなど、人的支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号から日程第6 報告第4号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する

条例)から日程第6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長(藤原 勉君)

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市税条例の一部を改正する条例)についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)についてでございます。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、報告第2号及び第3号を総務部長から、報告第4号につきましては市民環境部長から御説明を申し上げます。

議長(遠山利美君)

報告第2号及び報告第3号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長(川村登志幸君)

それでは、報告第2号、本巢市税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の1ページをお願いいたします。

初めに、改正の趣旨でございます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、改正するものでございます。

改正の内容でございます。

まず個人市民税の関係でございますが、第36条の2第1項につきましては、公的年金等以外の所得を有しなかった方が寡婦控除を受けようとする場合に、申告手続の簡素化ということから申告書の提出を不要とするもので、平成26年度以降の個人市民税について適用されるものでございます。

次に、附則第22条の2としまして、東日本大震災により滅失した居住用家屋につきまして、その

敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限を現行の「3年」から「7年」へと延長するもの、及び附則第23条では、同じく東日本大震災により居住の用に供することができなくなった家屋と、新たに取得した居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等特別税額控除を重複して適用できるものとし、その合計額を特例による税額控除額とするものでございます。これにつきましては、平成24年度以降の個人市民税から適用というものでございます。

続きまして、固定資産税関係でございます。

附則第12条でございますが、住宅用地の負担調整措置の措置特例ですが、これを平成24年度から2年間の経過措置を設けまして平成26年度に廃止するというものでございます。

次に、附則第10条の3でございますが、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を平成25年度までの2年間延長するというものでございます。

次に、附則第10条の2でございますが、下水道の除害施設並びに特定都市河川流域におけます雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を設けるものでございます。

次に、附則第21条の2でございますが、図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の要件を満たす法人、これは特定移行一般社団法人でございますが、この法人に限って非課税措置の対象とされるものでございます。

次に、附則第11条、附則第11条の2及び附則第13条につきましては、平成24年度固定資産税の評価がえに伴う規定の整備でございます。なお、この固定資産税関係の施行日につきましては、本年4月1日でございます。

続きまして、個人市民税及び固定資産税の納期の関係でございます。

第40条及び第67条ですが、個人市民税及び固定資産税の納期につきまして、特別の事情がある場合にはそれぞれ各条の第1項の規定する期間以外に変更ができるものとするものでございます。施行日は、同様に本年4月1日でございます。

続きまして、特別土地保有税でございます。

附則第15条でございますが、特別土地保有税の課税の特例を平成26年度まで延長するというものでございます。施行期日は、本年4月1日でございます。

以上、税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

続きまして、報告第3号、中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

同じくお手元の議案の概要17ページでございます。お願いいたします。

改正の趣旨といたしましては、近畿圏の均衡整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、2条関係でございますが、開発区域として指定された区域内において、製造の事業設備に一定の新・増設を行ったものに対し適用する不均一課税の適用期間を2年間延長し、平成26年3月31日とするものでございます。施行日につきましては、本年4月1日でご

ざいます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

報告第4号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の説明資料の19ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容関係ですが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例としまして、7年に延長することの読みかえを規定するものでございます。以上でございます。

議長（遠山利美君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本業市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本業市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本業市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第5号及び日程第8 報告第6号(上程・説明)

議長(遠山利美君)

日程第7、報告第5号 平成23年度本巢市一般会計継続費繰越計算書について及び日程第8、報告第6号 平成23年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長(藤原 勉君)

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第5号 平成23年度本巢市一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成23年度に設定いたしました本巢保育園改築事業に係る継続費につきまして、報告させていただくものでございます。

次に、報告第6号 平成23年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法の規定により、各予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

以上、詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

議長(遠山利美君)

報告第5号及び報告第6号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長(石川博紀君)

それでは、報告第5号 平成23年度本巢市一般会計継続費繰越計算書につきまして、御説明いたします。

15ページをごらんください。

平成23年度当初予算におきまして、本巢保育園改築事業について総額7億1,400万円、年度及び年割額につきまして、平成23年度5,100万円、平成24年度6億6,300万円を継続費として予算計上させていただいたものでございますが、平成23年度事業につきまして、建築確認等の諸手続に日数を要したことから、平成23年度予算計上額5,100万円のうち4,080万円を24年度に逓次繰り越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

逓次繰り越した財源の内訳につきましては、繰越金の一般財源210万円、地方債の合併特例債でございますが、3,870万円でございます。

次に、報告第6号 平成23年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御説明させていただきます。

17ページをごらんいただきたいと思っております。

この繰越計算書につきましては、3月の定例議会におきまして繰越明許費の追加及び変更の補正

につきまして御議決いただいたものでございます。今回、その繰越額、財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を作成し、御報告をさせていただくものでございます。

事業の内容及び繰越理由につきましては、3月の定例会で御説明させていただいておりますので、調書の見方につきまして御説明させていただきます。

左から、予算上の款、項、次に事業名がでございます。金額の欄は、3月の定例議会におきましてお認めいただきました繰越額でございます。次の翌年度繰越額につきましては、24年度に繰り越した確定額でございます。次が繰越額の財源内訳でございます。繰り越し6事業に対しまして繰越予算金額の総額は3億4,593万3,000円となっております。翌年度繰越額の総額は3億3,122万7,000円でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

報告第5号 平成23年度本巢市一般会計継続費繰越計算書について及び報告第6号 平成23年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

日程第9 報告第7号から日程第13 報告第11号まで（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第9、報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてから日程第13、報告第11号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、次に報告第8号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、次に報告第9号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、次に報告第10号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、次に報告第11号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告5件につきましては、いずれも地方自治法の規定によるものでございますので、一括して報告させていただきます。

報告5件は、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成23年度事業報告及び決算並びに平成24年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、報告第7号を企画部長から、報告第8号から報告第11号までを産業建設部長から御説明申し上げます。

議長（遠山利美君）

報告第7号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、報告第7号 本業市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、御説明させていただきます。

議案の18ページの次に経営状況説明書がございます。

まず23年度土地開発公社決算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、事業報告書について御説明をさせていただきます。

(1)総括事項の1.分譲関係では、昨年12月に岐阜市福光東のハビックス株式会社と屋井工業団地第4区画の工場用地売買契約を締結いたしました。2.余剰地処分関係では、屋井工業団地の周囲道路のほかにも不整形な余剰地7カ所がございますが、そのうち3カ所を隣接地権者に売却いたしましたほか、1カ所を道路敷地として市へ寄附させていただきました。3.その他につきましては、屋井工業団地の除草、樹木の消毒、補植等を実施いたしました。

次に、(2)理事会議決事項、(3)の役員名簿、(4)の行政官庁許認可に関する事項につきましては、記載のとおりとなっております。

次に3ページでございますが、業務報告でございます。

(1)公有地取得事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地に関するもので、事業費は687万3,322円となっております。主な支出につきましては、借入金に対する支払利息でございます。

(2)の土地造成事業の状況につきましては、屋井工業団地の管理に関するものでございまして、実績面積は第4区画をハビックス株式会社へ売却及び余剰地を処分したことによりまして11万8,027平米となっております。事業費は1,983万9,540円で、主な支出は金融機関への支払利息でございます。

(3)の造成土地分譲事業の状況につきましては、屋井工業団地の分譲に関するものでございまして、計画では第3と第4の2区画を予定しておりましたが、実績欄の面積及び事業費につきましては、ハビックス株式会社へ売却した1区画及び余剰地の売却によるものでございまして、面積が1万1,458平米、売却額2億5,066万8,804円でございます。

次に(4)の付帯等事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地の一部を貸し付けております面積と金額でございます。

次に、4ページの3.会計でございますが、(1)は長期借入金の概況でございます。B欄の本年度借入金につきましては、償還期限の満了によりまして借入金の借りかえを行ったものでございます。また、C欄の借入金返済額につきましては、ハビックス株式会社の売却収入に伴い、一部繰り上げ償還したものでございます。また、借入金明細につきましては15ページにつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

(2)保有土地の明細につきましては、上段が屋井工業団地の残り4区画、下段がモレラ岐阜北側の土地の明細でございます。

次に5ページでございますが、ここから決算報告書でございます。

(1)収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は2億8,227万2,455円で、主なものにつきましてはハビックス株式会社及び余剰地の売却収入と、モレラ岐阜北側の土地の賃貸収入でございます。支出の決算額は2億5,174万3,475円でございます。主なものはハビックス株式会社へ売却した第4区画の事業原価及び屋井工業団地の借り入れに対する支払利息でございます。

次に6ページでございますけれども、(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は19億4,130万8,000円でございます。借入金の償還期限が来たことによる借りかえによるものでございます。また、支出の決算額につきましては21億9,180万1,644円でございます。償還期限到来による借入金の償還と、第4区画売却によります借入金の繰り上げ償還が主なものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。損益計算書でございます。

ハビックス株式会社へ売却した第4区画と余剰地処分売却額、及びモレラ岐阜の賃貸料等の事業収入及び受取利息の事業外収入から、第4区画の事業原価、除草等の管理費及び支払利息を差し引きました金額が一番下にございます。当期純利益3,052万8,980円でございます。

続いて8ページでございますが、貸借対照表でございます。

まず左側の資産の部につきましては、1.流動資産と2.固定資産がございます。流動資産といたしましては、現金預金とモレラ岐阜北側の公有地及び屋井工業団地の保有土地でございます。固定資産の資本金500万円を合わせました資産合計は28億7,924万9,936円でございます。なお、基本財産及び現金預金の明細につきましては、16ページ、17ページに記載してございますので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、右側の負債の部につきましては、長期借入金で26億4,763万7,177円でございます。資本の部につきましては、基本財産と前期繰越準備金及び、先ほど7ページで御説明させていただきました当期純利益の合計で2億3,161万2,759円でございます。負債・資本の合計は28億7,924万9,936円となっております。

9ページからにつきましては、キャッシュ・フロー計算書、財産目録、決算附属書類となっておりますので、また17ページの次が監査意見書となっております。

監査意見書の次からは、平成24年度の事業計画及び予算となっております。

事業計画及び予算ともに、平成24年度は屋井工業団地の第3区画及び第6区画の2区画を分譲するという見込みで作成いたしております。

それでは、まず1ページの事業計画でございますが、1の公有地取得事業はモレラ岐阜北側の公有地に係る事業費、2の造成土地の管理につきましては、屋井工業団地に係る事業費でございます。ともに借入金の利息及び除草等の管理費が主なものとなっております。3の造成土地の分譲につきましては、第3と第6の2区画の売却収益、4の付帯等事業につきましては、モレラ岐阜北側の公有地の賃貸収入でございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。公社の予算でございます。収益的収入は14億2,762万4,000円でございます。収益的支出は13億3,203万2,000円を予算計上しております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思いますが、資本的収入につきましては、平成24年度は借入金の借りかえがございませんので頭出しの1,000円、資本的支出は14億1,317万8,000円でございます。主に2区画を分譲した場合の収益による借入金の繰り上げ償還を予算計上しております。

次、4ページからは実施計画、9ページ以降につきましては資金計画等が添付してございますので、御参照をいただきたいと思っております。

屋井工業団地の分譲につきましては、依然として厳しい経済情勢ということでございますけれども、市の企業誘致推進室、また県企業誘致課等と連携を図りながら早期の分譲に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、経営状況の説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

15分間休憩しますので、10時35分から開会しますのでお願ひします。

午前10時19分 休憩

午前10時37分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第8号から報告第11号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

報告第8号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから2ページ上段に法人の概況として、設立年月日、寄附行為に定める目的、寄附行為に定める事業内容、所管官庁に関する事項、役員等に関する事項、職員に関する事項が記載されております。

2ページ中段から7ページにかけて事業の実施状況でありまして、施設やそば打ち体験教室の利用状況、野菜栽培講習会の開催状況、食材供給施設の利用状況、秋の感謝祭の開催状況などが記載されております。

8ページから10ページ中段にかけて、理事会、評議員会の開催状況が記載されております。

10ページ中段の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。23年度の枠内をごらんください。

前期繰越収支差額798万6,000円に当期収支差額59万7,000円を加えまして、次期繰越収支差額は858万3,000円となっております。

資産合計は1億5,634万8,000円となっております、負債合計3,190万2,000円を差し引きまして、正味財産は1億2,444万6,000円となっております。

11ページから27ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、監査報告書となっております。

28ページからは平成24年度の事業計画並びに収支予算でありまして、各種団体と連携し地域の産業振興を図りながら、都市と山村との交流の促進、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献する方針として、予算総額1億2,757万2,000円となっております。

以上、財団法人織部の里もとの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第9号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから2ページの上段にかけて財団の概要を記載してあります。

2ページ中段から5ページについては、誘客対策として実施した取り組みが記載してあります。さまざまな取り組みの結果、利用者数については、東日本大震災による経済低迷もありましたが、温泉館、陶芸工房は前年比減となりましたが、ホテル館については前年対比プラス226人となり、震災の影響は比較的少なく抑えることができました。

6ページから8ページ上段には、役員会の開催状況が記載されております。

8ページ中段の、収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして説明をさせていただきます。

前期繰越収支差額マイナス1,118万8,000円に当期収支差額102万3,000円を加えまして、次期繰越収支差額は1,016万5,000円となっております。

資産合計につきましては、6,328万9,000円、前年対比216万2,000円の増となっております、負債合計4,978万1,000円を差し引きまして、正味財産は1,350万9,000円となり、前年対比1,354万4,000円の減額となっております。

9ページから15ページまでは決算報告でありまして、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書となっております。

16ページからは平成24年度の事業計画並びに収支予算であります。

さらなる快適性やサービスの維持向上を図るため、積極的な改善に取り組むとともに、地域資源を活用した地域イベントの開催など効率的な施設運営による収益改善を目指して、収入支出それぞれ2億264万5,000円の予算とし、観光の振興と市民の生活、文化及び地域経済の向上発展に寄与する目的となっております。

以上、財団法人NEO桜交流ランドの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第10号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんください。

東日本大震災による原発事故に伴う計画停電の実施により、企業の夏休みや休日の振りかえがあ

ったことから、予約の取り消しや日程変更が多く、23年度の年間延べ利用者数は1万4,254人、前年比マイナスの389人、経常収益4,771万1,971円、前年比マイナスの19万3,153円となりました。当期経常増減額は11万1,885円となっております。

2ページから5ページがイベント、広報、支援事業、講習会参加等の活動報告が記載されております。

6ページから7ページにつきましては、理事会、評議員会の開催状況及び役員等に関する事項が記載されております。

8ページをごらんください。

収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。23年度の枠内をごらんください。

前期繰越収支差額2,200万4,706円に事業活動収支差額マイナス3,511円を加えまして、次期繰越収支差額2,200万1,195円となっております。

資産合計は7,711万1,762円でありまして、負債合計206万924円を差し引きまして、正味財産は7,505万838円となっております。

9ページは、事業収入及び利用者の状況が記載されております。

10ページから17ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録、監査報告となっております。

18ページからは、平成24年度の事業計画並びに収支予算であります。

23年度末に完成した多目的休憩施設の有効活用や、新たなサービスによる利用者ニーズの活用を図るため、収入支出それぞれ5,000万円の予算とし、利用者にとって魅力ある施設づくりに資する方針となっております。

以上、財団法人NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第11号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんください。

営業の経過及び成果ですが、消費者の買い控え、円高、就職難、東日本大震災、気象状況などにより、厳しい状況において「新しい価値を創造し、最高の特産品とサービスによりお客様に喜びと感動を与え続けます」というビジョンのもと、顧客満足の向上に努めました。

当期の業績につきましては、売上高5,442万円で、当期純損失は221万7,000円、当期末の利益剰余金は188万円となっております。

2ページ中段から5ページは、会社の概況、取締役及び監査役名、売上分析が記載されております。

6ページは、取締役会、株主総会の開催状況であります。

7ページから14ページは決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、監査報告書となっております。

8ページの貸借対照表をごらんいただきますと、資産合計は1,812万1,729円、負債合計は624万1,718円、純資産合計は1,188万11円であります。

15ページ以降は、平成24年度の事業計画並びに収支予算であり、16ページには特産品づくりを通して農林水産業の振興、商業及び観光産業の活性化、活力のあるまちづくりを推進し、お客様重点主義で顧客満足度100%を目標に掲げる事業指針及び経営指針による事業内容が記載されております。

19ページでは、今後の対策として特産品の研究開発商品化、労務管理による人材育成及び生産性の向上、新規顧客の開拓、新規商品の導入などの販売戦略、さらなるコストの削減に取り組む方針となっております。

21ページは収支予算書であります。収入支出それぞれ5,650万2,000円となっております。

以上、株式会社うすずみ特産の補足説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

報告第8号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第9号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第10号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第11号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第14 議案第59号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第14、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 河村泰子氏の任期が平成24年9月30日付で満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、引き続いて本巢市北野261番地1の河村泰子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15 議案第60号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第15、議案第60号 工事請負契約の締結について（糸貫西幼稚園改築工事（建築））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第60号 工事請負契約の締結についてでございます。

糸貫西幼稚園改築工事に係る請負契約を締結することについて、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

4月25日に事後審査型制限付き一般競争入札を行いまして、消費税等を含めて5億4,075万円で落札されました。契約の相手方は、上村・白木特定建設工事共同企業体でございまして、代表構成員として、本巢市上真桑1550番地1、上村建設株式会社、代表取締役 上村聖二氏、構成員として、本巢市政田若宮446、白木建設株式会社、代表取締役 白木裕輔氏でございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（遠山利美君）

議案第60号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第60号 工事請負契約の締結について、補足説明させていただきます。

まず工事名でございます。表題にもございますように、糸貫西幼稚園改築工事（建築）でございます。

工事場所につきましては本巣市見延地内、契約の方法は事後審査型制限付き一般競争入札でございます。

工期につきましては、本契約締結の日から平成25年2月28日、契約金額につきましては、消費税を含みまして5億4,075万円でございます。

続きまして、経過でございますが、この工事に当たりましては設計金額が5億円以上となることから、建設工事等請負業者選考委員会におきまして、特定建設工事共同企業体での事後審査型制限付き一般競争入札ということで実施しました。

代表構成員につきましては、建築一式工事の総合評定値、P点でございますが、800点以上、施工実績に関しましては、平均工事完成高が5億4,800万円以上、構成員といたしましては共同企業体の出資比率が30%以上、P点が850点未満ということで、市内に本店を有する者という入札参加資格のもと入札執行をいたしました。

この入札には5つの共同企業体が応札されたところでございます。入札後の資格審査の結果、落札者となり仮契約を締結しました業者は上村・白木特定建設工事共同企業体でございます。なお、昨年の東日本大震災を受けまして、国においては、中小企業者に関する契約の方針を定めまして、中小企業者の受注機会増大のための措置といたしまして、分離・分割発注を推進しているということから、本巣市におきましても、公共事業の発注に関しまして、市内中小企業の受注機会の確保を図るということを目的といたしまして、平成24年度発注の工事から分離・分割による発注を行うことといたしまして、今回の糸貫西幼稚園改築工事につきましては、建築、電気設備、機械設備に分離をして発注したところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

討論じゃございませんが、けさほど一般質問の通告をさせていただきました。

その中に、この議案に大きくかかわる事柄が入っておりまして、議会の日程上、一般質問ときょうの議案の審議が後先になってしまいましたので、きょうのこの採決には棄権をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

私も一般質問の中で、この件について、分離発注についてのことを聞く予定になっておりました。

ここに原稿があるんですけども、そういうことを踏まえて、少し全協の中で聞こうと思いましたが、議会運営委員長のほうからの回答もありましたので、今回、私もこのことに関しては、賛成・反対には加わらないということにしたいと思っておりますので、退席をします。

議長（遠山利美君）

棄権なら出てください。

3番（黒田芳弘君）

棄権の場合、退席ですか。

議長（遠山利美君）

退席してください。

〔2番 鏑本規之君、3番 黒田芳弘君 退場〕

議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。したがって、議案第60号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま黒田議員が退席されましたので、会議録署名議員に5番 白井悦子議員、お願いします。

〔2番 鏑本規之君、3番 黒田芳弘君 入場〕

日程第16 議案第61号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第16、議案第61号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第61号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。

外国人登録法が廃止されることに伴う規約の変更について、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく願いを申し上げます。

議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第61号 もとす広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第62号（上程・説明）

議長（遠山利美君）

日程第17、議案第62号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第62号 平成24年度本巢市一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,636万7,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金、ぎふ清流大会開催地支援事業費補助金、それから安藤文庫寄附金、財政調整基金繰入金及び消防団員退職報償金などの増額のほか、緊急防災・減災事業債の発行に伴う増額が主な内容でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金の内示額確定等に伴う市道改良事業費の増額、また防災倉庫整備事業費、消防団員の退職報償金及び「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」関連事業費の増額が主な内容でございます。

以上、詳細につきましては副市長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(遠山利美君)

議案第62号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長(青木一也君)

それでは、議案第62号 平成24年度本巢市一般会計補正予算(第1号)につきまして、補足の説明をさせていただきます。

予算書のほかに、6月補正予算(案)の概要もあわせて御参照いただければと存じます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,636万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億9,636万7,000円とするものでございます。

では少し飛びまして、5ページをお開き願います。

第2表は地方債の補正をお願いするものでございます。

緊急防災・減災対策事業につきまして、各小・中学校に防災資機材等を備蓄するための防災倉庫を設置いたします。防災倉庫整備事業の事業費の増額に伴い、限度額を590万円増額し、7,050万円とするものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。まず国庫支出金関係でございます。

一番上の民生費国庫負担金につきましては、補正額が3,521万6,000円の減額となっております。これは子ども手当から児童手当への制度変更に伴い、子ども手当負担金を減額し、新たに児童手当負担金を計上するものであり、また、減額となっておりますのは、国の負担割合が下がったことによるものでございます。

またその下、国庫補助金の1目民生費国庫補助金、補正額1,076万6,000円につきましては、子どもセンター整備に充てます国庫補助金につきまして、当初予算では県を介しての間接補助金で計上していましたが、国の補助制度変更に伴い、国からの直接補助となったことにより計上したものでございます。また、土木費国庫補助金、補正額3,275万円につきましては、社会資本整備総合交

付金の内示に伴う増額でございます。

次に、9ページをお開き願います。

一番上の民生費県負担金、補正額1,760万5,000円につきましては、先ほど御説明した民生費国庫負担金と同様、子ども手当から児童手当への制度変更によるものでございますが、国の負担割合が減り、県の負担割合がふえたことから増額となっております。

次に、県補助金、民生費県補助金のうち、1節社会福祉費補助金の中のぎふ清流大会開催地支援事業費補助金324万1,000円につきましては、「ぎふ清流大会」の開催地を支援するため、県から補助率10分の10の補助金が交付されるものでございます。また、4節児童福祉費補助金のうち、児童厚生施設整備費補助金1,076万6,000円の減額につきましては、子どもセンター整備に対する補助金について、先ほど御説明したとおり国負担分は国からの直接補助となったことにより、その分を減額するものでございます。

また、9ページ一番下、教育費寄附金、補正額200万円につきましては、下真桑地域の安藤さんからの寄附金で、真正地域の小・中学校の図書購入に充てるものでございます。

続いて、10ページをごらん願います。

中ほど、雑入のうち、消防団員退職報償金659万3,000円につきましては、退職消防団員が21名でございますが、確定したことに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から報償金を受け入れるものでございます。

またその下、市債の消防債、補正額590万円につきましては、先ほど地方債の補正のところでお説明したとおりでございます。

続いて、11ページをお開き願います。11ページからは歳出でございます。

まず議会費を初めとして各款の職員給与費につきましては、平成24年4月1日付の人事異動に伴います職員の配置結果に基づき、給料、職員手当等及び共済費の3つの節の補正をさせていただくものでございます。あわせて共済費については、職員共済組合負担金等の負担率の変更に伴い、所要の補正をさせていただくものでございます。

続いて、12ページをごらん願います。

一番上の総務管理費、8目自治振興費、補正額36万5,000円につきましては、自治会への交付金である地域環境活動交付金について、要望自治会が当初見込みに比べ8自治会增加したことに伴い増額をお願いするものでございます。

続いて、13ページをお開き願います。

社会福祉費の3目障害者福祉費、補正額324万1,000円につきましては、ぎふ清流大会開催地支援のための県の補助率10分の10の補助金を活用の上、超軽量車いすの購入などを行うものでございます。

また、4目老人福祉費のうち、需用費105万円につきましては、新たに70歳以上のひとり暮らしの世帯及び高齢者のみの世帯を対象に、緊急時に必要な情報を記入の上、冷蔵庫等に保管できる救急医療情報キットの配付を行うため、その購入経費の計上をお願いするものでございます。なお、

この財源は県の補助率10分の10の地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用いたします。

その下、負担金、補助及び交付金139万3,000円につきましては、ニチイケアセンター本巣が実施するスプリンクラー等の整備に対する市補助金の計上をお願いするもので、この財源につきましては県の補助率10分の10の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を活用いたします。

次に、14ページをごらんください。

児童福祉費の2目子ども手当費、補正額4億7,676万9,000円の減額、及び5目児童手当費、補正額4億7,737万4,000円につきましては、先ほど歳入で御説明したとおり、子ども手当から児童手当への制度変更に伴う予算の組み替え等に伴うものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

農業費の6目富有柿の里管理費、補正額152万4,000円につきましては、建築基準法に基づく建築設備の調査業務について、外部赤外線調査の追加に伴い委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

中ほど、道路橋りょう費の5目社会資本整備総合交付金事業費のうち、工事請負費4,690万6,000円につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額の確定に伴い、西部連絡道路線、糸貫7号線、本巣1011号線の3路線の工事費の増額をお願いするものでございます。またその下、公有財産購入費1,180万円の減額につきましては、糸貫7号線の用地購入費について、当初予算に計上した部分の中で、交渉が調い、昨年度末に購入できた部分がございますので、その購入費用相当額を減額するものでございます。

次に、消防費の5目災害対策費、補正額591万4,000円につきましては、本年度各小・中学校に整備を行う防災倉庫につきまして、都市計画法の適合証明や建築確認申請を行うために必要な設計監理委託料の計上と、倉庫の扉を防火仕様にする等のために必要な工事費の増額をお願いするものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

教育総務費の事務局費のうち、11節の需用費57万8,000円と13節委託料176万6,000円につきましては、当初予算に計上させていただきました小学校区通学路安全マップ作成事業について、通学路における交通事故等が全国的に多発している現状なども踏まえて、作成方法を変更することとしたため、増額をお願いするものでございます。

具体的には、当初予算では、最新の住宅地図に小学校区ごとの通学路や子ども110番の家などを再構成した原版を作成の上、印刷・配布することとしておりましたが、これを岐阜県の県域統合型GISを活用し、児童・生徒が活用できる汎用性のあるマップを作成の上、印刷・配布しようとするものでございます。

この変更後の方式は、初めは外部委託の上作成することとなりますが、一たん作成した後は、例えば通学路の変更があった場合でも、職員みずからパソコン上での修正管理が可能であることや、データ所有者は本巣市となることから、複製利用料がかからないこと、また学校の授業においても

安全教育に活用できるなどのメリットがございます。

次に、小学校費の2目教育振興費のうち、19節負担金、補助及び交付金6万7,000円と、20ページに参りまして中学校費の2目教育振興費のうち、同じく負担金、補助及び交付金4万1,000円につきましては、根尾小・中学校の児童・生徒数の減少に伴い、割高となる修学旅行と卒業アルバム作成に要する経費に対して、地域振興基金を財源とする市補助金の計上をお願いするものでございます。

最後に、21ページをお開き願います。

中段、保健体育費の1目保健体育総務費のうち、19節負担金、補助及び交付金165万9,000円、及びその下の2目体育施設費のうち、13節委託料80万2,000円につきましては、「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」関連の経費でございます。保健体育総務費の負担金165万9,000円につきましては、市民の皆さんへ清流国体、清流大会をより強力にアピールしていくためのPR費用と、それから本市では8月18日に実施されることとなっておりますが、炬火リレーに要する費用に充てるため、実行委員会への負担金の増額をお願いするものでございます。

また、体育施設費の委託料80万2,000円につきましては、軟式野球の会場となります糸貫川スタジアムの外野の芝生を開催まで良好な状態で保つため、芝生散水管理のための委託料の計上をお願いするものでございます。

以上で平成24年度一般会計補正予算(第1号)の補足説明とさせていただきます。

議長(遠山利美君)

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第18 請願第1号(上程・委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(遠山利美君)

日程第18、請願第1号 消費税増税に反対する請願についてを議題といたします。

請願第1号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

総務企画委員会委員長(若原敏郎君)

請願第1号 消費税増税に反対する請願についての総務企画委員会からの報告をします。

5月21日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

消費税増税に反対する請願について、各委員から次のような意見が出されました。

国の財政状況から、経費節減も必要であるが、消費税増税はやむを得ない。日本の将来を見据えると消費税増税に賛成せざるを得ない。市民に意見を聞いてみたが、消費税増税に反対との意見は

少なかった。

採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今の委員長報告の中で、委員の意見として、市民にいろいろ意見を聞いたけれども反対の意見はなかったというような話がありました。

けれども、各種の世論調査を見ても、6割ほどの人が消費税の増税に反対をしているという現実があります。消費税の大増税が強行されたら一体どうなっていくのかということで、さまざまな問題が指摘されているところであります。

1つは、今、所得や消費が落ち込んでいるそのもとで消費税が10%になる。そのほかの負担増を含めて20兆円という国民への負担がふえる。また、こういったことを強行していけば、過去の経験から見ても、日本経済の底が抜けるんじゃないかという心配がされています。

また第2には、1997年に消費税が3%から5%へ増税された。このことそのものが大不況の引き金になり、結局、増税しても逆に税収は14兆円も減った。このことがさらにひどい形で繰り返されていくということになります。

第3番目には、消費税は所得の低い人ほど負担が重くなるという、まさに不公平な税制であり、貧困と格差を一層拡大していくことになってまいります。

こうした消費税の増税に、先ほど申し上げたように、どの世論調査を見ても56%から60%という過半数の国民が反対の意見を述べています。特に、東日本大震災の被災地で、震災からの復興を阻害するものだということで多くの反対の声が聞かれます。

今回、この請願を不採択としたことは、こうした過去の経験や現実の社会状況、また国民の声に背を向けるものになるということを指摘して、反対討論とします。

議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がございました。

賛成の発言はありますか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするべきものであります。

本請願を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔発言する者あり〕

いわゆる原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。要するに増税に反対ということ
です。委員長の報告は不採択だけれども、今の採決のとり方は、増税に反対する方は賛成というこ
とで……。

〔「増税じゃないんやて。委員長に対して」と呼ぶ者あり〕

だから、それはわかっておるけれども。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

これより請願第1号を採決します。

この請願を委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、請願第1号 消費税増税に反対する請願については、原案のとおり
採択することに決定しました。

日程第19 議員派遣について

議長（遠山利美君）

日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巣市議会会議規則第162条の規定により議員派遣をしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣するこ
とに決定しました。

散会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

6月20日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さんでした。

午前11時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員

